

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

三朝町長

三朝町条例第28号

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例（昭和50年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付) 第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し、印鑑の登録の証明を申請することができる。 <u>ただし、印鑑の登録を受けている者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して自ら申請した場合であって、当該申請者が印鑑の登録を受けている者本人であることを町長が確認したときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。</u> <u>2 前項本文の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して、電子情報処理組織（町長の使用に係る電子計算機と当該印鑑の登録を受けている者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により印鑑の登録の証明を申請することができる。</u> <u>3 印鑑の登録の証明は、電子計算機又は複写機により作成した当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し</u>	(印鑑登録証明書の交付) 第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し、印鑑の登録の証明を申請することができる。 <u>2 前項本文の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して、電子情報処理組織（町長の使用に係る電子計算機と当該印鑑の登録を受けている者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により印鑑の登録の証明を申請することができる。</u> <u>3 印鑑の登録の証明は、電子計算機又は複写機により作成した当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し</u>

(以下「印鑑登録証明書」という。) を交付して行う。	「印鑑登録証明書」という。) を交付して行う。
<u>4 町長は、第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認した上当該申請者に対して、印鑑登録証明書を交付する。</u>	<u>3 町長は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認した上当該申請者に対して、印鑑登録証明書を交付する。</u>
<u>5 第2項の規定による申請に係る印鑑登録証明書の交付の方法は、当該申請者の住所地への郵送に限るものとする。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。